

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	200,000 千円
うち社会保障財源交付金	100,000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,719,460 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他	
社会福祉費	児童福祉事業	614,778	433,656	3,300	26,263	20,831	130,728
	高齢者福祉事業	48,140	2,175	4,200	4,261	5,156	32,348
	社会福祉事業(障がい者福祉、母子福祉)	474,873	355,276	13,500	0	14,582	91,515
	小計	1,137,791	791,107	21,000	30,524	40,569	254,591
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	115,959	59,318	0	0	7,784	48,857
	介護保険事業特別会計繰出金	177,776	22,971	0	0	21,276	133,529
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	165,662	38,422	0	0	17,489	109,751
	小計	459,397	120,711	0	0	46,549	292,137
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	122,272	11,344	4,500	12,700	12,882	80,846
	小計	122,272	11,344	4,500	12,700	12,882	80,846
合計	1,719,460	923,162	25,500	43,224	100,000	627,574	

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【地方消費税交付金】 消費税10%のうち2.2%が地方消費税(県税)でその1/2が市町村へ交付されます。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。